

「はんこ文化」雑感

名古屋大学大学院法学研究科教授 林 秀弥

行政手続における押印廃止の議論が盛んである。議論を主導する河野太郎・規制改革担当大臣のホームページ(2020年9月28日)によると、民間から行政機関に対して行う申請などの手続のうち、押印を求めているものが全部で11,049種類もあるそうだ。河野大臣はこのうち印鑑証明が必要なもの、銀行印が必要なもの、契約書などを除き、原則廃止するように各省に求め、どうしても押印が必要だというものについては、各省庁からその旨を申し出させ、それ以外のものについては速やかに廃止するよう要請しているという。コロナ禍でデジタルトランスフォーメーション(DX)が求められる昨今、押印廃止により行政手続のオンライン化が進み、結果として行政の効率性が高まるのであれば、それは大変結構なことだが、その一方で、いわゆる「はんこ文化」が損なわれるのではないかという懸念も指摘されている。もちろん河野大臣も「行政改革としての押印廃止と、文化としてのはんこは別だ」として、はんこ文化そのものには敬意を払うことを表明し、こうした懸念の払拭に努めているが、こういった報道を見聞きするにつけ、つらつら思うのは、東アジアにおけるはんこ文化の奥深さである。

私事で恐縮乍ら、私は中国の明代以前(特に宋元代)の書画を鑑賞するのが好きで、お目当ての優品が日中台の美術館で出陳される度、足繁く通っていたが(それもコロナ禍でかなわなくなりましたが)、書画の鑑賞とともに鑑蔵印を鑑賞するのが楽しみとなっている。鑑蔵印とは古今の収集家が鑑識取蔵したことを示すため書画に捺す印章のことであるが、鑑蔵印によって作品の来歴や希少性を図るのみならずその芸術性さえも推し量る重要な資料の一つとしてそれ自体研究対象となっている。例えば、一昨年、日本の東京国立博物館に出陳され大いに話題となった顔真卿(唐)の有名な「祭姪文稿」(台湾故宮博物院所蔵)には、乾隆帝(清)の「五福五代堂古稀天子宝」や「三希堂精鑑璽」、鮮于枢(元)の「枢」、趙孟頫(南宋末)の「大雅」といった具合に、夥しい「はんこ」で文字通り埋め尽くされている。私も中国書画精粹を鑑賞するときには、乾隆帝のさきほどの「古稀天子宝」や「八徵耄念之宝」、「太上皇帝之宝」が捺されていることをまず確認して、作品の希少性や愛翫度合いを確認するのを習わしとしている。もちろんこれらの印が捺されていない優品もあり、例えば、中国のみならず世界の至宝とも称される張叔端(北宋)の「清明上河図」(中国故宮博物院所蔵)には、これらの鑑蔵印は捺されていない。それもそのはずで、本図が清朝内府の所蔵となったのは乾隆帝の死後のことである。私はこれらの清朝から遠く宋代唐代へと至る夥しい鑑蔵印を眺めながら、作品の流転の歴史やその芸術性に思いを馳せるのが密かな楽しみとなっている。

鑑蔵印には、その来歴をあれこれ考えるとというもう一つの楽しみがある。名品の中には、伝来がよく分からないものが多くある。例えば、日本の国宝に指定されている搦手義之書「孔侍中帖」(東京・前田育徳会所蔵)は、桓武天皇による「延暦勅定」の朱文の印が捺されていることを確認できるが、それ以降の来歴は不明である。この点、太田晶二郎「王羲之「孔侍中帖」について―特に、其の前に接してゐた帖」東京大学史料編纂所報3号12頁(1969年)によると、御物・搦手義之書「喪乱帖」(宮内庁所蔵)が後水尾天皇まで伝来を溯ることができるのは対照的に、「孔侍中帖」については、その来歴が幕末の儒者・岡田信之の蔵していた以前はその来歴はかなり曖昧だそうである。もとは両帖とも正倉院宝物であったらしいが(東大寺献物帳、国家珍宝帳等)、その後、後水尾の御代までどのような来歴を辿ったのか、謎は尽きない。このように、鑑蔵印の有無からその伝来の謎を辿るのは、それを研究する史学の先生にとっては骨の折れる仕事だろうが、気楽な門外漢の私には、あたかも推理小説を読むのと似た楽しみとなっている。